

まえくぼ義由紀 (日本共産党・宇治市・久御山町)

原発問題について

原発の運転期間の延長にきっぱり反対を表明し、撤回を求めるべき

日本共産党の前窪義由紀です。数点について知事並びに関係理事者に質問します。

最初に、原発問題についてです。

まず、原発の運転期間の延長についてお聞きします。

政府は1月17日、原則40年としていた原発の運転期間について、「20年を超えない期間、1回限り延長を可能とする」との方針を示し、原子炉等規制法に改定を打ち出しました。これについて、伊野博満東大名誉教授は、「原発の安全性に国民の懸念が強まっている中、きわめて事業者よりで、国民の意思とかけ離れた例外規定だ。何十年も運転すれば配管の減肉や応力腐食割れも頻発する。1回限りと言うが1回で20年も延長が認められるなら今より後退する」と述べています。

原発の設計想定年数は30～40年とされてきましたが、若狭湾の原発群14基のうち、既に40年を超えた原発が敦賀1号機、美浜1号機と2基、30年を超えた原発が美浜2～3号機、高浜1～2号機、大飯1～2号機と6基に上っています。国や電力会社などが「部品交換などの対策で60年まで運転が可能」としていますが、肝心の原子炉圧力容器や格納容器そのものを取り替えることはできません。付属機器等も古くなり大事故になる可能性も大きくなります。

若狭湾の原発は、集中立地している上、老朽化が進み大変危険です。60年運転への延長は絶対認められません。国にきっぱり反対を表明し、撤回を求めるべきです。知事の所見を伺います。

危険な若狭湾周辺の活断層 大飯3・4号機の再稼動に反対を 「もんじゅ」の廃炉や停止中のすべての原発の再稼動中止を

次に、若狭湾周辺の活断層の危険性についてです。

若狭湾周辺は、活断層が集中しており、大規模な地震が起こる危険性があると多くの専門家が指摘しています。また、活断層の調査が遅れており、調査を徹底する必要性も強調されています。地震学者で京大前総長の尾池和夫さんは、「若狭湾周辺を含む西南日本内帯は地震の活動期に入ったと言えます。次に地震が起こる候補地は若狭湾岸」と指摘しています。地震学者で15年も前から「原発震災」の警鐘を鳴らしてきた神戸大学名誉教授石橋勝彦さんは、若狭湾の原発群について、「地震活動帯があり、大地震が続発する恐れがあるととても怖い場所です。ここに商業用原発13基と核燃料サイクルにかかわる『もんじゅ』がある。活断層は原発の直近、直下にある。非常に危険」と警告しています。

若狭湾の原発群に隣接している本府だからこそ、このような指摘や警告を真剣に受け止め、国・電力会社に若狭湾周辺の活断層調査の徹底、結果の公表、地震・津波対策の強化等を求めるべきだと考えます。いかがですか。

同時に、どんな地震等災害があっても東電福島原発のような事故を再び起こさないために、大飯3・4号機の再稼動は認めないこと、さらに、「もんじゅ」の廃炉や停止中のすべての原発の再稼動を中止するよう、国や電力会社に強く働きかけていただきたい。知事の所見を伺います。

府域全体を対象に地域防災計画を見直すべき

原発立地県並みの権限強化へ 関電との協定見直しを急げ

次に、地域防災計画の見直しについてです

国は原子力災害対策の対象区域の拡大について、半径 30 キロ圏内の「緊急防護措置区域」(UPZ)、半径 50 キロ圏内を目安とする「放射性ヨウ素防護区域」(PPA)を決めました。しかし、東電福島原発事故では、放射性物質が外部に放出されると、被害がどこまでも広がる危険があることを示し、現に、「計画的避難区域」となっている飯館村の大半が原発事故現場から 30 キロ圏外となっています。原発から「同心円」を描き、その範囲での対策ではダメだと言うことを証明しました。

滋賀県は、県独自に実施した関電美浜原発で重大事故が発生した場合の、放射性物質の拡散予測を公表し、これをもとに地域防災計画の見直しを進めています。見直し案では、若狭湾の原発で東電福島原発と同程度の事故が発生した場合、UPZは、半径 30 キロ圏を大幅に超え、最大で敦賀原発から約 43 キロ地点まで広げ、PPAは、美浜原発から 89 キロ離れた甲賀市にも放射性物質が拡散するとの結果が出たため、全県域を対象にしています。また、事故時の連絡体制も強化し、情報提供先をこれまでの二つの市から県内全市町に拡大しています。

そこでお聞きします。

本府の地域防災計画の見直しに当たっては、原子力災害対策の対象地域の拡大についてどのように検討されているのですか。原発からの「同心円外」を対策地域から除外することは現実的ではありません。少なくとも汚染や被害の実態に即した対策を行うべきであり、そのためには、スピーディーの活用、滋賀県が行った独自予測の結果も参考にし、府独自予測も実施するなど、見直しに反映すべきと考えます。いかがですか。

そして、緊急防護措置区域 (UPZ)、放射性ヨウ素防護区域 (PPA) の拡大を図ることや事故時の連絡体制を府内全ての市町村とするなど、府域全体を対象に地域防災計画を見直すべきです。いかがですか、お答え下さい。

また、京都府と関西電力の「原子力安全協定」についてですが、本府は立地県並みに再稼働時や増設時の「事前了解」が必要な協定を求め、関電との協議を開始しています。高浜原発 3 号機も本日・2 月 20 日に停止し、若狭湾の全ての原発が止まる中、関電は大飯原発 3・4 号機の再稼働の動きを強めています。府民の安全を守る立場から、再稼働について「事前了解」の権限が行使できるよう「安全協定」の見直しを急ぐべきです。関電との協議の進捗状況と論点について明らかにしていただきたい。いかがですか、お答え下さい。

知事答弁

【知事】いわゆる原発の高経年化問題に関して、福島第一原発が稼働から 40 年以上経過していたことをふまえて、高経年化審査要領の見直し、安全性評価を厳格にしろということは、私ども知事会に原子力発電対策の特別委員会を設置して国に求めてきた。国のほうは発電用原子炉について、40 年の運転期間制限という話を出してきて、そのあとまた 20 年延ばしたらどうかという話があり、そのあと原発相が「そんなことはほとんどありえないんだ」とい

う話をしていて、表現、内容がいま一定しない状況にある。それだけに私たちはやっぱり、基準根拠、どういう方向でいくのかについて、しっかりと説明すべきだということを、今後国に説明を求めていく準備しているところである。

日本海側の海底活断層域の調査実施と、その結果の情報提供や、地震、津波等に対応した安全対策の徹底については、これまでから機会あるごとに京都府からも行なっており、全国知事会からも行ない、関西広域連合からも何度も行ない、国、電力事業者に求めてきたところである。これを受けて、現在、電力事業者が若狭湾沿岸における津波の堆積物調査を行なっており、国も追加調査を検討している。

原子力発電所の再稼働については、これまでお答えしている通り、福井県知事がおっしゃったことが合理的だと思うが、再稼働の条件として、やはり福島原発事故の知見を反省した形でどういう形で問題が起き、それに対しどういう安全が確保されているのかということが示されないことはおかしいではないか、それが大前提だという姿勢を示している。私もこの意見に、もんじゅも含めて賛同していることを繰り返し表明している。運転再開に関わる国の判断根拠や、具体的な手続きについても明確に説明を行なうよう、全国知事会から今月中にも国に求めていくこととしている。

【山田危機管理監】 スピーディーの活用については、代表質問で田中英夫議員に知事からお答えしたとおり、これをふまえて市町村の避難計画策定の支援を進めていきたいと考えている。地域防災計画の見直しについては、PAZ、UPZなどを定めた防災指針が、7月にも法定化される予定であるため、これらをふまえて計画の見直しを行なうこととしている。また、現在原子力発電所からの軽微なトラブル情報などについては、高浜及び大飯発電所の30km圏に含まれる市町に提供しているが、非常事態につながる情報については、地域防災計画に基づき、すべての市町村及び広く府民に提供することとしている。

安全協定については、立地県並みの締結を関西電力に求めており、福井県の安全協定を基本として協議を進めること、年度内を目途に整理をめざすことなど、4項目について関西電力と確認済みである。一方、福井県では、県内市町の扱いも含め、隣接県とは、距離や歴史が違うとの認識を示されているが、京都府としては引き続き立地県に準じた安全協定の締結を関西電力に求めていく考えである。

なお、立地県である福井県が電力事業者と締結している安全協定においては、定期検査後の再稼働の事前了解は含まれておらず、あくまでも国が再稼働の要件として、地元自治体の了解を得ることとしているものである。

【前窪・再質問】 原発の60年への運転延長問題、それから大飯原発3、4号機の再稼働の問題ですが、この再稼働の問題については、関電がストレステストをやり、原子力保安院に出し、原子力保安院はストレステストをチェックしたということだが、先ごろ国会のなかで共産党の吉井衆院議員が迫及したが、実証実験を行なうときの大型振動台を国は売却して、もう持っていないという。だから、コンピューターの解析だけでOKを出すという状態になっている。私はこれでは不十分であり、とんでもないことだと思う。

こういったことを含めて、60年への運転延長や大飯原発3、4号機の再稼働は許せない。知事は、1月27日の記者会見で、「再稼働について認められないと言いたいけれど、認められないと言ったって、私どもはまだそちらの権限がないので、できるだけ福井県と話し合いながら、京都府として安心安全を説明できるような状況にならないといけない」と述べている。福井県に頼りきりの姿勢ではないかと私は思いました。福井県の知事の態度が変わったら知事も変わるんですか。高浜、大飯原発のUPZ範囲では、本府のほうが人口が多いという現実がある。そういう意味から、福井県の安全協定では再稼働について知事の権限が及ばないという話があったが、それではだめだ。京都府知事としての見識を示すべきだ。再稼働について、60年への運転延長について、国がふらついている時こそ反対表明をすべきと、このことを指摘し、再答弁を求める。

安全協定についても、1月27日の記者会見で知事は、「関電に協定を求めている。今、デッドロックに乗り上げて、われわれが『高浜原発については福井県と同じ』と言っているのに対して、関電は、難色を示している」と発言しているが、関電はなぜ難色を示しているのか、年度内に合意ができる見通しがあるのか。もう2月ですから、この点の見通しについて、再答弁をお願いしたい。

【知事】再稼働についての福井県の働きかけについて、別に任せるのではなくて、われわれからきちんと向こうと話し合いをしていく。事実としてわれわれには今、権限がないわけだから、それを今から引っ繰り返すわけにもいかない状況のなかで、今度は逆に安全協定を結ぶよう努力をしているということを言っているのだから、そこはご理解をいただきたい。

協定については、基本的に関西電力は安全協定を結ぶことには反対をしていないが、稼働同意については、今までの立地県との経緯と立地県との考え方の調整のなかで、デッドロックに乗り上げていて、そのあたりの理解を、という話が来ている。したがって私どもは、福井県や関西電力とこういったことについて、できる限り私どもの安全の観点からは京都府民のしっかりとした意思を示すべきだということで交渉を続けているところである。これは交渉事なので、今のところはまだ打開の道ができていないわけではないが、ひるまず進めていきたいと考えている。

【前窪・指摘】再稼働問題、60年への延長問題、権限がないからということで福井県の知事を前に出すような答弁ばかり続いているのだが、そうではなくて、知事の見解としてしっかり意思表示をしていただきたい。60年運転は撤回を求めている、大飯原発3、4号機の再稼働については反対だと、知事の言葉として意思表示してください。そのことを求めておく。

府南部の難聴児の教育条件・療育条件の改善を 難聴学級の設置、転居なしでの通学保障を

【前置】次に、聴覚障害児・者への支援について伺います。

府内の聴覚障害児の専門施設は、乳児期には、上京区の京都市児童福祉センターにあるうさぎ園、3歳以上の場合は、右京区に府立豊学校と舞鶴市内に同分校があります。学童期の場合は、京都市の二つの小学校と一つの中学校で難聴学級が設置されています。かつては府南部から奈良県立豊学校への通学ができましたが、2000年以降、認められなくなりました。

木津川市のAさんにお聞きしました。娘さんが2歳すぎのとき、聴覚障害がわかり、うさぎ園での療育、豊学校の教育相談を受けることになりました。うさぎ園では「本来は、京都市の施設なので、京都市民が優先される。定員がいっぱいになると入れない」と説明され、ショックだったと話されました。

3歳になり、府立豊学校幼稚部へ週4日の本格的通学、往復4時間を超える母子通学が始まりました。毎朝4時過ぎに起き、下の子の保育園への支度など家事を済ませ、7時過ぎにはJR木津駅へ向かい、奈良線、嵯峨野線と乗り継ぎ、円町から市バスで御室仁和寺まで行き、広い境内を歩いて9時過ぎにやっと豊学校につくという毎日。乗り換え時間がなく、必死で走っていると、サラリーマン風の男性から「子供がかわいそうだと思わないのか」と叱責されたこともあり、後から「何のためにどこへ通っているのかも知らないのに」と悔しくて涙が止まらなかったと言います。

豊学校小学部にはとても通えそうもないので、地域の小学校でFMシステムでの授業、週1回の豊学校の巡回指導などを受け卒業、現在は、京都市内にアパートを借り、難聴学級のある京都市立二条中学校に通っています。

Aさんは「南部の子どもとその家族の置かれている状況は、当時と何も変わっていない。少しでも改善されるように」と、本府などに支援を訴えています。

このように、難聴児の0～2歳の乳児期では、新生児聴覚スクリーニング検査の結果、問題があれば生後間もないころから、うさぎ園や豊学校への通園・通学をすることになります。

3～5歳の幼児期は、言葉を獲得するための基礎的教育の重要な時期で、早期教育や集団の中で学ぶ機会の保障は欠かせません。しかし、府立豊学校幼稚部への通学は、往復4時間も時間がかかることなど困難が伴います。そのため、学童期になると地域の小学校へ通学する児童が多くなります。地域の学校には、豊学校からの巡回指導が行われますが週1～2回程度です。

府南部からは、豊学校と地域の学校以外の選択肢がないため、京都市立難聴学級への通学を希望して、京都市内へ住所を移したり、難聴児だけ京都市内の祖父母の家から通学する場合があります。さらに奈良県立豊学校や奈良市立小学校の難聴学級への通学のために、引っ越すこともあります。家族分離の二重生活や転居による生活環境の変化、経済的負担などいずれの場合も大変です。

そこでお聞きします。

まず、難聴児の療育と教育の問題です。

うさぎ園や豊学校と同等の乳児期の療育・幼稚部教育を受けられるように、相談事業中心の「山

城地域活動センター」・愛称「さんさん山城」や府立宇治支援学校内のスーパーサポートセンターの機能拡充が必要と考えます。さらに、京都市や奈良市に転居等をしなければならない事態をなくすために、まず府南部に難聴学級を設置すること。また、住所変更しなくても京都市内や奈良市内の学校に通学できるようにすることなど、直ちに改善すべきと考えます。いかがですか。

補聴器購入の助成を市町村と連携して実施することが必要 FMシステム授業の自己負担なくせ

次に、補聴器購入助成についてです。

身体障害者手帳の交付対象でない軽度・中等度の難聴児の多くが、補聴器を必要としています。乳幼児期では補聴器を付け活用することにより、基本的な言葉を獲得していくことになります。そして、保育園・幼稚園などの集団生活、その後の小・中学校での友達とのコミュニケーションや授業等に活用され、成長していきます。

しかし、補聴器の公的支給制度は身体障害者手帳交付対象者に限られているため、1台数万円から数十万円もする購入費が全額自己負担です。また、買い替えや電池代、修理代も全て自己負担で、経済的負担は大変重くなっています。

補聴器の交付・修理については、児童福祉法の「身体障害者手帳の交付を受けた児童に行う」とされているものの、身体障害者手帳のない軽度・中等度の難聴児に対しても、自治体の判断で助成する事業が広がり、既に大阪府や三重県など7府県で助成制度が実現し、今年度からは京都市・大阪市などでもスタートしています。

そこでお聞きします。

まず、補聴器が必要だと認められるすべての子どもに助成するよう、国に対して現行制度の拡充を求めること。そして、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象とする補聴器購入の助成を市町村と連携して実施することが必要だと考えます。いかがですか、お答えください。

さらに、学校教育の現場の問題です。FMシステムで授業が行われる場合、先生がマイクと発信機を、児童は受信機を付けて授業を行うため、入学時に補聴器、発・受信機などをそろえなければなりません。昨年小学校に入学した中等度の難聴児童の場合ですが、約18万円もの自己負担になり、発信機や受信機などは高額で購入ができないため、聾学校から借りているとのこと。義務教育の現場でこんなことが起こっています。

FMシステムで授業を行っている現状について、どのように把握していますか、市町村と連携し、学校備品として整備するなど、自己負担をなくすべきではありませんか、お答えください。

聴覚障害者福祉を支える人材養成や災害時支援拠点 「聴覚言語センター」の設置を

次に、聴覚障害者情報提供施設の設置についてです。

難聴は情報障害であるとも言われています。今年の東日本大震災でも、聴覚障害者への情報・コミュニケーションの保障は、まだまだ不十分で大きな課題を残しました。聴覚障害者にとって、社会のどんな場面でも自分にあったコミュニケーション手段が全面的に保障されることが必要で

あり、「聞こえない、聞こえにくい」人も聞こえる人と同じように生活し、社会参加ができることを願っているのです。

聴覚障害者情報提供施設としては、京都市内に京都市聴覚言語センターが、府北部に「いこいの村」があり、それぞれ役割を担っています。京都南部では、この間、京田辺市内に設置された「山城地域活動支援センター」に、難聴幼児サポートセンターや山城就労支援事業所が設置され、利用が広がってきています。しかし、聴覚障害者団体や市町村からも毎年要望されている「府南部聴覚障害者情報提供施設」いわゆる「聴覚言語センター」の設置には至っていません。

府南部に、手話通訳者・要約筆記奉仕員など聴覚障害者福祉を支える人材の養成をはじめ、広域事業の実施や災害時の支援拠点となる「聴覚言語センター」の設置が必要だと考えますが、いかがですか、お答え下さい。

【健康福祉部長】

聴覚障害児・者への支援についてですが、補聴器の交付等については、乳幼児期は発達が著しく、この時期の言語の獲得は、子どもたちが将来にわたり、自ら考え、友達と交わり、成長していく上で大変大切なことでありますことから、軽度、中等度の難聴児にとっても補聴器は、必要な補装具の一つであると考えております。このため京都府では従前から、軽度、中等度難聴児への補聴器の購入助成などの支援策の創設について、国に要望しているところであり、今後も引き続き国に働きかけてまいります。

なお現在、独自の助成制度の創設について、事業の実施主体となる市町村からの要望はお聞きしておりません。聴覚障害者情報提供施設については、京都府はこれまでから、京都市聴覚言語障害センターを府内全域をカバーする施設として位置付け、手話通訳者の養成や派遣、聴覚障害者の相談を行なうための生活相談委員の配置、聴力検査の実施、情報機器の貸し出しなどを行っており、そのために府単独で実施いたしております。

あわせて、府北部地域における「いこいの村聴覚言語障害センター」が実施する事業に対して、聴覚言語障害福祉協会を通じて助成をいたしますとともに、南部地域では、元府農業総合研究所の土地・建物を貸与して、平成21年3月に関係市町村と共同で京都聴覚言語障害者福祉協会による山城地域活動支援センター「さんさん山城」の開設を支援するなど、府全域における聴覚障害児・者のコミュニケーション支援を図っております。

とくに南部地域の「さんさん山城」については、地域活動支援センターとしての事業にくわえて、平成21年9月には、府として南部難聴幼児サポートセンターの事業を委託し、さらに、昨年4月には、就労継続支援B型事業所を開設されるなど、順次拡充してきており、今後とも事業実施主体である京都聴覚言語障害者福祉協会や関係市町村とも協力して、その機能の充実に努めますとともに、市町村が設置する聴覚言語障害センターなどとの連携をいっそう強化し、長期事業の実施や災害時の対応をはじめ、聴覚障害児・者の生活支援対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

【教育長】

府南部の地域の聴覚障害のある子どもの教育についてですが、乳幼児に対する相談体制の充実

を図るために、従来から続けております聾学校による巡回相談にくわえ、今年度設置した京都府スーパーサポートセンターにおいて、専門職員による相談を開始したところであります。

今後は、この新しくできたスーパーサポートセンターにおいても巡回相談を実施するなど、乳幼児の状況や保護者のニーズに応じた体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、小中学校の難聴学級については、市町教育委員会が判断して設置するものですが、府教育委員会としても教員の配置など、子どもの障害の状況に応じた学習環境が整備できるよう、必要な対応をしていきたいと考えております。なお、市町村を超えた小中学校への転入学については、基本的には市町村間で調整されるものでありますが、調整が必要な事項も多く、今後の研究課題であると考えております。

次に、FM補聴システムについてですが、補聴器を装着した聴覚障害のある子どもが、いつせい授業を受ける場合に、担任の声を明瞭に聞き取れるようにするための機器であります。現在学校で備え付けたり、児童生徒が自分のものを持参したり、さまざまな状況にあります。この機器については、基本的に設置者である市町村によって対応されるべきものでありますが、特別な機器でもありますので、府教育委員会としても学校への貸与など可能な限り配慮してまいりたいと考えております。

【前置・再質問】

補聴器の購入助成ですが、昨日の朝日新聞では、さらに来年度に奈良県など6県、神戸市など4政令市で助成するという事業が広がっております。市町村から要望がないということではなくて、直接保護者などから京都府に、京都府の責任で市町村と協議してほしいと来ているのですから、市町村と十分協議していただきたい。このことを強く求めておきたいと思っております。

南部での難聴学級の設置問題であります。滋賀県は、すべての地域に保護者から申請があれば、市町村と協議して、県も教員を配置する。こうして、必要に応じてつくっている。小学校では17、中学校では11に設置をし、奈良県も同じように全県対象に必要な難聴学級を設置している。小学校に29、中学校9ということになっております。本府では京都市だけ難聴学級をやって、そこへ引っ越さなければ学校へ行けない。こういうことは、一日も早く、即刻解消していただきたいと思っておりますので、先ほど教育長から、検討をしていくという答弁がありましたので、早期に実現されるよう求めまして、私の質問を終わります。